

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 1 階
2 研修事業の名称	藤沢市社会福祉協議会 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程） 通学コース
3 研修課程及び形式	同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）（ <u>通学</u> ・通信）
4 開講の目的	視覚障がい者にとって、住環境や生育歴、障がいの程度、発症年齢等によって日常生活上の不自由に違いはあるが、「移動」「読み書き」についての不自由さは共通している。本講座を開講することで、障がい特性を理解し、常に視覚障がい者の人権を尊重し、同じ社会で生活しているという共感性もちながら、それぞれの個性を尊重した同行援護従業者を養成し、「移動」だけでなく質の高い「情報提供の技術」も持ち合わせた人材の確保に努めることを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名、研修担当部署、研修担当者及び連絡先	研修責任者 樋口 敬子 研修コーディネーター 露木 信晴 研修部署 地域福祉活動センター 研修担当 伊藤久乃、清水咲帆、村瀬のり子、奈良知子 事業所所在地：藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 1 階 電話番号：0466-50-3670 メールアドレス：volunt.c@cityfujisawa.ne.jp
6 受講対象者（受講資格）及び定員	受講対象者： 視覚障がい者支援に関心があり藤沢市内の介護事業所に勤めている、または今後藤沢市内で同行援護の仕事を希望される満 15 歳以上の方（中学生は不可） ただし、条件を満たす応募人数が定員を超えた場合は、藤沢市在住者を優先する。また、福祉未経験者については原則として藤沢市在住者のみとする。 定員：一般・応用各 10 名（一般課程修了者のみ応用受講可）
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募する 当法人ホームページ・藤沢市の広報等に募集広告を掲載する。なお、募集開始日は広報掲載日とする。（7 月 10 日掲載予定） ・受講案内(学則含む)と申込書、作文用紙は <ol style="list-style-type: none"> 1. 藤沢市社会福祉協議会事務所にて配布 2. 藤沢市社会福祉協議会ホームページからダウンロード 3. 藤沢市社会福祉協議会へ返信用の返信用封筒を送付のいずれかで取得。 ・申込書及び作文を藤沢市社会福祉協議会へ提出する。 ・事業所への所属の有無、市内での同行援護従業者としての就労意欲や就労可能性を主な判断基準として、提出書類による書類選考を行う。 ・書類選考後、受講決定通知とともに、受講手続き案内を送付する。 ・本人確認として研修初日に公的証明書(免許書等)原本のコピーを提出。 ・高校生については事前に学生証の提出を求める。
8 受講料、テキスト代その他必要な費用	一般課程 12,000 円 応用課程 4,500 円（テキスト代込み） 一般課程と応用課程を同時受講の場合：13,500 円（共通テキストのため）
9 研修カリキュラム	別紙のとおり
10 通信課程の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定	通信課程なし

基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	
11 研修会場 (名称及び所在地)	藤沢市社会福祉協議会 会議室(藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 1 階) 藤沢市役所分庁舎、本庁舎 公共交通機関 (藤沢駅周辺)
12 使用テキスト (副教材も含む) ・ 使用備品	テキスト：中央法規出版 新版同行援護従業者養成研修テキスト 主な使用備品：点字器、白杖等
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	講義、演習、実習について全カリキュラムに出席し、修了した者を認定する。
14 欠席者の取り扱い (遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p><欠席者の取り扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由の如何に関わらず、10 分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。 ・欠席(10 分以上の遅刻・早退を含む)した場合、原則として補講は行わず、その時点で研修継続が不可能となる。ただし、体調不良による欠席及び感染症リスク回避のため、受講を控えた場合については、医師の証明書等の提出を条件として補講を行う。 <p><補講の取り扱い></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 講義・演習ともに当該事業所が欠席者のみを対象とした個別の補講を行う。 (2) 補講の実施する期間は、一般課程は 2 か月以内、応用課程は 1 か月以内とする。 (3) 補講料は無料とする。
15 科目免除について	<p>盲ろう者向け通訳・介助員研修修了者については次の科目を免除とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の理解と疾病② ・視覚障害(児)福祉の制度とサービス ・同行援護従業者の実際と職業倫理 ・代筆、代読② ・誘導の基本技術② ・誘導の応用技術(場面別・街歩き)②
16 解約条件及び返金の有無	<p><受講者からのキャンセル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開講日の 3 日前の 17:15 までにキャンセルの連絡を受けた場合：入金済みの受講料は全額返金する。 ・開講日の 3 日前の 17:15 以降にキャンセルの連絡を受けた場合または連絡がない場合：入金済みの受講料は返金しない。 <p><当法人からのキャンセル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業態度不良等による退校処分の場合は修了証を付与しない。また、受講料は返金しない。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>当法人ホームページにて、以下の内容を情報開示する</p> <p>アドレス：http://www.fujisawa-shakyo.jp/</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研修機関情報 <ol style="list-style-type: none"> ①法人情報 法人格・法人名称・住所等・代表者名・研修事業担当理事・取締役名 ②研修機関情報 ・事業所名称・住所等・理念・学則・研修施設、設備 (2) 研修事業情報

	<p>①研修の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 ・研修のスケジュール（期間・日程・時間数） ・定員（集合研修・実習）と指導者数 ・研修受講までの流れ（募集・申し込み） ・費用 ・留意事項 <p>②課程責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程責任者名 <p>③研修カリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目別シラバス ・科目別教官名 ・科目別特徴・修了評価の方法・評価者・再履修等の基準 <p>(3) 講師情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師名 ・略歴・現職・資格 <p>(4) 実績情報（過去の研修実施はなし）</p> <p>(5) 連絡先等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し込み・資料請求先 ・法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ・事業所の苦情対応者名・役職・連絡先
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>受講者の個人情報については厳重に管理し、当法人の同行援護従業者養成研修実施に係る目的にのみ使用する。</p> <p>なお、修了者名簿は神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱第14条の規定により県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>亡失・き損した場合は、受講者本人の申請により再交付する 手数料 500 円</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p><退校処分の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲が著しくかけ、修了の見込みが無いと認められる者 ・原則として体調不良や感染リスク回避以外で講義を欠席(10分以上の遅刻・早退を含む)し、課程の修了が不可能となった者(ただし10分以内の遅刻・早退であっても、回数が2回以上の者については学習意欲に欠けると判断し、退校処分とする。) ・研修の秩序を見出し、他の受講生の授業の妨げとなる者